

# 第14回田沢湖・角館・西木合併協議会

## 会 議 録

平成16年7月22日(木)

第14回田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成16年7月22日

開催場所 角館町 大安閣

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時33分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

以上25名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

堀 川 光 博

戸 沢 清

本 間 智

3名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長	野中秀人		
副幹事長	羽川昭紘	大澤隆	
幹事	浦山清悦	藤木春悦	
	浅利武久		

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局長	大楽進		
副局長	高橋徹		
次長	羽川茂幸	藤村好正	
事務局職員	高橋信次	佐藤祥子	
	芳賀満希子	富木弘一	
	能美正俊	阿部聡	
	高橋良宣	田村政志	
	高倉正人	若松正輝	
	猪本博範		

## 会議次第

### 1．開会

### 2．会長あいさつ

### 3．会議録署名委員の指名について

### 4．議題

協議案第48号 一部事務組合等の取扱いについて（その1）

協議案第49号 町名・字名の取扱いについて

協議案第50号 保育事業の取扱いについて

協議案第51号 国民健康保険事業の取扱いについて（提案）

協議案第52号 保健衛生事業の取扱いについて（提案）

協議案第53号 その他の福祉事業の取扱いについて（提案）

協議案第54号 環境衛生事業の取扱いについて（提案）

協議案第55号 その他の事業の取扱いについて（提案）

その他

### 5．閉会

開会 13:30

事務局長 皆様、お暑いところご苦労様です。ただ今から第 14 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会長でございます佐藤田沢湖町長よりご挨拶をお願いします。

会長 第 14 回の田沢湖・角館・西木合併協議会になりますが、天候が非常に長い入梅でございましたが、今日、入梅明けということでございますので、本格的に夏に入るのが今日からと思っておりますが、長い雨の中で大変、憂鬱な天候が続いたというのが現在まででなかろうかと思っております。幸い、それぞれ被害も一部あったようでございますが、大きな被害が無いようでありますので、一安堵しているというのが現状のところでございます。また、仙北市ということで決定をされ、我が町もであります。各町村ともそれぞれ住民の説明会を開催しながら、住民等からさまざまなご意見を伺っていると、それぞれ聞いておるところでございますし、これらを検討し、新市の計画等に取り入れなければならない。また新市計画の重要な課題であるが、この合併の大きな重要なことでもありますので、今後、協議をお願いしたいので、委員の皆さんにもよろしくご協力お願い申し上げます。なお今日の案件は協議案件が 3 件、提案案件が 5 件の 8 議案を予定していることでございますので、よろしくご協議方お願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。それでは会議に入らせていただきますが、議事は会議次第に従いまして進めさせていただきます。会議に先立ちまして出席委員数を報告させていただきます。本日は田沢湖町の堀川委員。角館町の戸沢清委員。仙北地域振興局長の本間委員より欠席届が出ております。25 名の委員のご出席を賜っておりますので、合併協議会規約によりまして本会議が成立しますことをご報告いたします。次に委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成する為、録音しておりますので発言の際はマイクを使って町村名とお名前をおっしゃってからご発言くださるようお願いいたします。ここで資料でございますが、提案案件の調整の為、本日お渡ししておりますが、遅れましたことをお詫び申し上げます。会議の議長は合併協議会規約によりまして会長が努めることになっておりますので、会長より進行の方をお願いいたします。

会長 それではただ今より、第 14 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規程第 6 条第 3 項の規定によりまして会議録署名委員 3 名を私から指名させ

ていただきます。田沢湖町、田口喜義委員。角館町、田口勝次委員。西木村、藤井けい子委員を指名いたします。それでは早速議事に入らせていただきます。始めに、前回の第13回協議会で説明をしております、協議案第48号から50号までの3案件について協議したいと存じます。内容については前回の13回協議会で説明しておりますし、事前に皆さんも十分検討する時間があったと思いますので、説明を省略いたしまして、48号一部事務組合等の取扱いについて(その1)を議題といたします。これについて皆さんからご質問、ご意見等ご発言をお願いいたします。特に、ただ今の事務取扱いについてのご意見ありませんでしょうか。

(「ありません」という声あり)

会長 ありませんということでございますが、ただ今の。はいどうぞ。

田口(喜)委員 田沢湖の田口ですけれども、この調整内容を見ますと、前日を持って脱会して、そして新たに加入するということになりますけれども、広域議会の方でもいろいろ協議されたと思いますけれども、今後広域議会の方はどういうふうになっていくのか、議会といいますか、この組合の方がどういうふうになっていくのか、今までは各町村が1名ずつが首長、あるいは議長が議員として出席しておりましたけれども、合併した場合はどういう流れになっていくのか説明をいただければありがたいと思います。

事務局長 今の1市13町がそれぞれ大仙市、美里町、仙北市となるわけですが、この構成は変わるということは聞いておりません。2市1町になるわけですが、今の大曲仙北広域市町村圏組合への派遣のことについては、当然首長さん、議長さん、広域の議会議員になると思われますが、その構成については、私の方では、どうなるか承知しておりません。

会長 私から広域の事務の関係で、市町村長会、あるいはそういう協議会を持っている中で、お話がされておりますのは、大仙市が8名、美里町が4名、仙北市が4名ということで、現在大仙市が同じ3自治体の中で一応8名にし、他の自治体から4、4ということで、8名ということで、この組合をして行きたいという話をされておまして、そういう考え方について了承をしているところであります。改めて協議をかけるとは思いますが、大仙市の方からそういう提案がなされておりますので、もっともそういう数字的には8、8ということになりますので、8、4、4ということになりますので一応考え方としては良いのではないかという考え方でいることだけご報告を申し上げておきたいと思っております。以上です。

稲田委員 田沢湖の稲田です。当然この組合も、合理化ということになるかと思いま

す。そういう場合に今までは 1 市 13 町村という莫大な構成の中でやった訳ですが、2 市 1 町という形ですので、いろいろな形の体制になって、職員の数も減ったりなんなりするというようなことで、おおよそそういうのの青写真等はいわゆる今の段階で描かれているものですか。ただまず合併ありきで、これをずると進めて、いわゆる広域の方は、それはなにも進めないでただ来ているというものなのですか。その辺のあたりはどういうご審議をなされているのですか。

会長 職員の関係については、皆さんもご承知のように、介護関係については、今年度から全部の介護と一緒に、4 ブロックを 1 つにして今年度から初めているのが、広域の大きな事業であります。なお消防関係については、今、合理化と言いますか、分署のある部分については減らして行きたいということで、何箇所か一緒にして、廃止にして一緒にしているのもございますので、そういう面の改革というのを広域で行って行くという事になっておるわけではありますが、職員の数をどうだということについては、まだそこまでは協議に至っておりませんけれども、そういう形で 3 自治体のそういうものをはかりながら、改革を進めて行くということだけは伺っておりますけれども、職員の数についてはまだ、消防等については、いずれ増員はしないということで、かなり縮小された中で、一部は機械化の関係から専門の職員は何人か必要ということを伺ってますけれども、一般的な職員は、署の統合等考えていくので、当分見送って行きたいという話は、広域の中で話しは伺っておりますけれども、詳細についての考え方については、今ご質問にあります方向でいろいろと進められているということについては、そういう認識をいたしているところであります。以上です。

田代委員 会長から 8、4、4 と言うのは、組合議会について 8、4、4 という事で、管理者については 2 市 1 町から管理者 1 人、副管理者 2 人。それぞれの市町から 1 人ずつ管理者及び副管理者が出るという形になるので、今度は当局側からは議員は出ないということになる。そういうことです。

会長 今までは町村長と、議会の議長さんと 2 人ずつ出ておりましたが、今度はそういうのが無くなって、8、4、4 になるということでもありますので、4 名のところは一部管理者として出られてくるということになると思います。1 名だけは。という事で内容は、そういう方向で今、進められているという内容であります。

田口(喜)委員 そうすればもう 1 つ。広域消防の事について、ちょっとお尋ねしたい訳ですけれども、いずれ広域で消防もやっていますけれども、いずれ今の現状であれば、大

曲市が言わば中心にやられているわけですね。今度3町村となりますと大曲市から離れている。例えば救急業務だとか緊急の災害時なんかは、一旦大曲まで行って、こっちまでくるので、逆に北部3町村、いわば北部の方であれば、角館に本部機能のある角館消防署がありますけれども、そういうような考え方は取らない方になっていくのか、それとも仙北市になれば仙北市独自の、広域ではなく消防行政をやっていくという考え方なのか。確かに経費の面から行けば、今の大曲仙北の広域の方が良いと思いますけれども、住民サイドから考えた場合は、救急の場合ですので、1秒を要しますので、もっとスピーディな対応が出来るのではないかなというような、考えもありますけれども、そこら辺はどのようなものでしょうか。

会長 ご質問されると同じであります。考え方は、ご質問者と同じ考え方で今、角館の分署が中核的な役割で、あそこにも4、5千万の機械が、消防自動車ですか、そういうのが配置されるようでありますので。はい。

田口(喜)委員 私が言うのは、広域から3町村が離れて、市独自の消防行政をやっていくのかというのを含めて質問しております。

会長 離れません。一緒です。広域一緒です。

稲田委員 休憩して。皆さん思いあると思います。正式に手を上げればなかなかあれだけ。オープンに話をしたりして。今までと違うパターンになると私は思うわけです。こっちもやっぱり、独自の事をもって接触していかなければ、今までどおりの形でいけばやっぱり、うちの方の議長が言うように、大曲を中心にやられれば、一番はずれにある田沢湖なんかは、いろいろな面で、救急体制なり緊急の場合に非常に、一旦大曲に行ってから、指令がくると…。

会長 暫時休憩いたします。

休憩 13:44

再開 13:50

会長 休憩以前に引続いて、会議を続行いたしますが、他に質問はございませんか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、48号のその1については、原案のとおり確認する事に決定をいたしました。

稲田委員 田沢湖の稲田です。もしこの案件も、法定協議会で問題になっているいろいろな

ことが起きたと。もう少し法定協議会の委員の人たちに説明しなければならないので、この次まで置いて、皆さんで納得して、ははあというようなことなのか、それともどうしてもやっってしまうと駄目だとすれば、それはそれですが、一応やはり広域の事務局の方からもう少し中身聞いて、私たちに報告してもらえれば、またあれですが、急ぐとすればそれはそれで良いですよ。

田代委員 あのですね。稲田さん。これを決めることと、今稲田委員さんが懸念されたこととは、別のところでやってもよいのではないですか。

稲田委員 そうですか。

田代委員 そうですね。

田口（喜）委員 合併すれば、合併する前に、これに書いているように、一旦脱会して、また加入するということですね。

田代委員 事務手続き上の問題を書いてある。広域の消防の運営については、それぞれ要望を出したりして、そういうことで、もし悪ければ改善を求めたりして。これはこれで出来るのではないですか。後で確認してご報告します。

会長 皆さんから賛同いただければ、広域議会でもこのことをもう一度再確認を、多分議長さんも皆さん参加の中で、14市町村の議長さんと町村長さんの中で確認されると思いますので、そのことをそれぞれの議会に報告するというにしていただければ、いかがでしょうか。いいですね。そういうことで確認をするということにさせていただきます。それでは次に協議案件の第49号であります。町名・字名の取扱いについてを、この前、それぞれ説明をしてありますので、説明を省略いたしまして、それぞれ各町村の場合はそれぞれ町村で、特別委員会等でそれぞれ協議されていると思いますので、そういうのを含めてご報告を願って、そして審議していきたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

会長 ということで異議なしということでございますので、それでは最初に角館さんが順調に話しが進んで、もう決定しているようでありますので、このことを角館さんから最初に報告をしていただきます。

太田委員 それでは角館町の方の状況をご報告申し上げます。角館町については、仙北市のすぐ後に、すべての区域に角館町（かくのだてまち）を付けるということで、説明会を開催しております。大字の中で、6ページご覧いただければ分かりますが、大字の中に11ある訳ですが、この中で、岩瀬という大字を外したいということでございます。それから一番下の白岩広久内の白岩を外すということで、これもそういう形で説明に入ってお

ります。それからもう1つはその次に付く字という文字を外すという、大きく分けますとこの3点について各地域で説明会を開きまして、異論は無かったというふうに私ども理解しております、このような形で我が町は進めて行きたいというふうに考えてございますので、そういう状況でございます。以上です。

会長 ただ今、角館町さんからは、そういう報告いただきましたが、西木の田代村長さんからもご報告願って、最後に私から報告とすることでお願ひします。

田代委員 西木村の状況をご報告いたします。議会あるいは教育委員会とこの件についてこういう問題があるという事だけを話した段階であります。また、この後私どもの村で大きな行事がありますが、個人的な講演会で地域住民にはこの話はしておりますが、結論としては出ておりませんが、出来るだけ短い新市名の下に付くのは短くして欲しいという、そういう要望が出ております。この後いつ協議があるかわかりませんが、内の村は人口の規模が小さいものですから、この後の地域自治区あるいは、住民自治区及び地域審議会ですか、こういうものとのからみもありますので、この後、進行状況に合わせながら議会と良く相談した上で決定したいと思っております。

会長 ただ今、西木さんからお話いただきました。私の方から報告を申し上げます。一応、町としましては住民にいろいろ懇談会を開催いたしまして、住民からの考え方を、この前提案されております3つの案を基礎にいたしまして、住民に説明会等を開きながら、住民からの意見を頂戴して、だいたい住民の意見は纏まっております、田沢湖という名前は、仙北市の次に、住民からの考え方はそういうふうに付けていただきたいと、名前をそのまま次に連ねていただきたいという大勢の要望を受けておるわけですが、いずれ議会の特別委員会等でもただ今、審議をされておりますので、そういう点を併せて、改めてそういう考え方を申し上げたいと思っておりますので、今日の段階では継続をお願いして、こういうふうに考えておるところでありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。以上です。もし、これに質問ありますれば。なければ、ただ今、西木さんからも私のほうからもご報告したとおりに、一応継続にして、この次にいずれ。はいどうぞ。

田口（喜）委員 今、首長さん方が言われたとおり、とにかく住所を短くしてくれというのが、住民の本当の気持ちでないかなと思うのですけれども、これもやっぱりいたましい、これも付けたいとなれば、なかなか短くならないのですね。そうなった場合にこの字、この小字がなんいっても障害になってくるのでないかな。これを田沢湖でも、何箇所でしたか、12箇所でしたか、うちの課長さん。16箇所。あるということで、これをなんとか上に、うちの方の課長、新とか何か付ければ良いというような、個人的な提案だったと思

いますけれども、そういうふうな方法はあるのでしょうか。ここでもう1回確認したいと思います。

会長 ただ今の、これは各町村で決めていただければ良いことなので、事務局でどうのこうのという考え方ではございませんので、字を外したければ外していただいて結構ですし、それは各町村の、角館さんがおっしゃたように、それぞれの小字の場所も、もし仮に除くとすれば、それも1つの方法だろうし、それは各地域ごとに決めていただいて、その原案をここに提案して皆さんのご承認を得ると。こういうことになりますので。

田口（喜）委員 字名に新を付けても採用になるのですか。同じ小字の時に、例えばここで言えば、角館という小字があったと。でも、いわば新とかを先に付ければ良いのかと。それでも良いのかと。

会長 そのことも良いそうです。決めようで。それぞれが決めた段階で良いということです。

田代委員 皆さんが良ければ良いということです。

会長 ということで、次の協議会の段階では、それぞれの提案をする。

田口（喜）委員 心配なのは、登記にいったときに、小字も変えられるのかということ。

副局長 特別な制限は無いということなので、新しく大字、小字名付けるということで、それ自体問題が無いのですけれども、小字の区域が変わるとかですね、そういう問題がある、登記の関係ございますし、特に区域が変わる場合には地番が変わってきますので、地番を仮にふるとか、そういう手続きが必要になってまいりますので、そうなった場合、来年の3月末までの合併を目指してまいりますので、そういった場合手続き。当然それまでの間に、例えば電算システムに住所を入れるとかですね、他の官庁でも当然住所変えなければいけませんので、そういう手続きがあった場合に時間がかかるということがあるかと思いますが、基本的に大字、小字の名前を新しく付けるということについての制約はないということでございます。

佐藤（宗）委員 西木村の佐藤でございます。この表を見ますと、地域審議会が第1点。これは今まであった地域審議会という今までの現行のものだと思っております。今度新しく、地域自治区と合併特例区というものが出来まして、例えばこの中で地域自治区の合併に対しての特例制度設けた場合、ここにありますように、旧町村単位でも良いですよというふうしてにありまして、そしてその下にこれは、例えば仙北市の下に、角館、田沢湖、多分置くだらうと思っておりますけれども、私どもの村長の話ですと西木は短い方が良いということで、西木という名前は付けないというふうになった場合、これは自由だらうと思いま

すけれども、ここで問題なのは、新しい市長が、区長を任命する事が出来るとありますけれども、これにつきまして、もしかして、西木が仙北市西木と付けないで、田沢湖と角館さんが仙北市角館と付けた場合、西木がもし西木と付けなかった場合は西木には区長を置くことが出来ないのですか。出来ますか。

副局長 合併特例区を設けた場合に区を置けます。いずれにしる名前は区の名前が付くということになりますので、もし3町村、旧町村単位で地域自治区なり合併特例区を合併特例法に基づく地域自治区と合併特例区を設けた場合には必ず区名を付けなければならないということになりますので、今、3町村からご報告あったように、田沢湖町、角館町というのが、そもそも合併特例区の区名ということになりますと、西木村さんが付けないといった場合、何かを区名としてつけないといけないということが発生します。区長さんの場合は名前とかということではなく区が出来れば区長さんを置くことが出来るということには変わりはありません。必ず区の名前は付けなければいけないということになりますので、例えば仙北市西木という名前、どういう名前でも良いのですけれども、区名の無い住居表示が出来ないという住居表示は出来ないということになりますので、必ずなんらかの西木でなければ西木に変わる名前を付けなければならないということになります。

佐藤(宗)委員 例えば、西木に変わる名前、西木でも良いのですけれども、西木町でも区でも良いのですけれども、もし冠を付けなかった場合は他の旧町村が付けた場合、区長はそれは西木とか何か上に付けなかった場合は西木地区に関しては、区長は置くことが出来ないという解釈ですか。

副局長 区の名前を付けないということが出来ないということになり、必ず何らかの名前を付けていただくということになります。ですから、西木という名が無いということがありえないということをございまして、区長さんは必ず置く事が出来るという事に変わりありませんけれども、いずれにしる、西木という名前を外した住所を付けるということが出来ない。新しい名前でもよろしいのですけれども、区の名称は必ず付けるということになりますので、西木という名前を使わないのであれば、違う名前を付けて、その下に例えば下桧木内とか上桧木内、仙北市なんとかという区の名前を付けて、その下に下桧木内、上桧木内という形の住所にさせていただくと。こういうことになります。

佐藤(宗)委員 区長は置ける。

副局長 区の名前と区長とは直接は関係しておりません。両方とも区の名前は必ず付けなければなりませんので、区の名前が無いということが無いということです。

田代委員 区を設けても、区長をおかなければ置かなくても良い。

佐藤（宗）委員 それを設けなかった場合は・・・。

田代委員 区を設けなければ置かれない。

副局長 西木村さんだけが区を置かなければ、地域自治区を角館町さんと田沢湖町さんが置いて、西木村さんだけが地域自治区を置かないければ、区長を置けないということになります。地域自治区を置けば、必ず区長さんを置けるということになります。

稲田委員 暫時休憩して。してる。田沢湖の場合は仙北市神代。生保内地区は仙北市田沢湖。区。田沢も田沢湖も何もつかないとすれば、これはどういう解釈になるのですか。田沢湖の場合2通りあるの。生保内地区は仙北市田沢湖字生保内。神代と田沢は直接、仙北市神代字どこそれことなれば、町の中でいろいろ選択肢が2つなった場合。

副局長 今お話出てました地域自治区とですね、合併特例区の場合はですね、区の名前ですので全部に付きますけれども、地域自治区なり合併特例区を設けない大字の話になりますと、例えば今お話出ております、田沢町生保内という名前自体が大字ということになりますので、大字に田沢湖町が付かないという可能性はありますので、神代という大字であれば、田沢湖町は付けなくても良いということになります。あくまでも田沢湖町玉川、田沢湖町田沢というのが大字という名前が2つで1つになってまして、田沢湖町が別の名前ということではありませんので、例えば神代地区はもし田沢湖町ではなく神代という大字ということであれば、田沢湖町、同じ町内でも田沢湖町という名前を付けない大字でやっていくということは可能ということですが、地域自治区の場合は全部付くということになります。地域自治区の場合は区の名前ということになりますので、必ず全部につくと。こういうことになります。

田代委員 田沢湖町の方で、地域自治区や合併特例区を設けなければ、田沢湖を必ず付けなくても良い。今の大字で地域審議会として。町長の話の聞くと田沢湖を付けるという。

会長 自治区を残すということであれば、そういう名前を付けなければいけないと。自治区をつけるとすればそうならなければいけないと。こういう今の解説であります。自治区を設けなければ今言ったように、それは名前を簡略にしても結構だけれども、統一した自治区を付けるとすれば統一した名前を付けなければならぬと駄目だということです。

稲田委員 自治区を設けるとすれば、神代にも田沢にも全部田沢湖という名前を付けなければならぬと。

会長 自治区という制度を設けていくとすれば。

稲田委員 こっちはこう。こっちはこうというようには行かないということですね。

田代委員 自治区を設けなければ、こっちはこう、田沢湖と出来るけれども。

会長 設ければ一本化していくということになるようです。ということで、自治区の事は皆さんで各町村で勉強していただきたいと。そしてそれが大事だと思いますので、今ここでそのことを論じる前に、自治区ば自治区として皆さん十分論じていただきたいということを申し述べて。ということでこの案件については継続ということに参りたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 ということで継続と決定いたします。次は協議案件の 50 号、保育事業の取扱いについてを議題といたします。この議題についても、皆さんにご説明を申し上げておりますので、それぞれご意見を頂戴いたしたいと思えます。

田口(喜)委員 田沢湖の田口ですけれども、質問をしたいと思えます。この保育事業ですけれども、西木村さんでは社会福祉協議会に事業を委託しているというふうに、ここに記載されておりますけれども、現状、そうすればどのような形で委託されて保育事業を行っているのか、もし差し支えなければお聞かせ願いたしたいと思えます。

田代委員 西木村では保育所、認可保育所 1 箇所とへき地保育所 1 箇所やっています。これについては村が建ててますけれども、運営については、田沢湖の議長さんがおっしゃたように社協に委託しています。認可保育所、へき地保育所とも役場の職員を園長にしております。それ以外は社協の職員で対応しております。社協の職員にも身分がありまして、正職員、契約職員、パート職員。待遇が 3 つに分かれて、そういう形で対応しているということであります。

田口(喜)委員 田沢湖、3 町村では保育事業について、職員については開きが出てきているということだと思えますけれども、今回の場合は現行のとおり新市に引き継ぐというような形になっておりますけれども、こういうように 3 町村が違う形で行っているのに、現行どおり引き継ぐ。そのあたりはどういうふうに解釈したらよろしいでしょうか。

会長 暫時休憩いたします。

休憩 14:14

再開 14:33

会長 会議を再開いたします。

田口(喜)委員 今、休憩中に皆さんからいろいろ意見出た訳でありまして、また、私の質問に西木の村長さんが答えたのは、私、十二分にそのとおり分かります。これから新

市になった時に、保育事業をなんとやっていくかと。今のままの保育事業で良いのかというのが、1つ見直された点だと思うのです。これからは住民にあった保育事業をやっていかなければならないというのは、私もそうですが皆さんもそうだと思います。それにやっぱり引っかかるのは、延長保育もおそらく村長さんが言いたいのはそこだと思います。そういうことにおいてこういうふうな西木のやりかたというのか、これが良いとか悪いのかというのは我々言う必要無いのですけれども、やはりここで言いたいのは、この現状のまま新市に引き継ぐということありますけれども、ただ現状のまま引き継ぐのではなくて、やはりそこで、年次、何年後にあるいは何年に検討して変えていくとか、そういうのもある程度明記していかなければ、大変ではないかなと思うのです。また、今の法定協議会でじゃあ何年後にとなった場合に、この年次を言えるかとなった場合、これも非常に難しい議だと思いますけれども、じゃあ何年後に協議するとか。となれば、現状保育士の方々も、合併すれば何年後になれば再協議されて、何年間は現状のまま行くのだなと、ある程度理解出来るのではないかと思いますので、これから幹事会あるいは専門部会で協議していくときには、今、角館さん、西木さんが言った民間という言葉も出てきましたけれども、そういうものも含めて、これからの保育事業はどうあるべきかということ十二分に検討していただいて、新市に引き継いで行った時には、何年後までは協議するとか、何年後からこうしていくとかということが明示出来れば大変ありがたいと思います。要望したいと思います。以上です。

会長 会議を再開していますので、他にご意見ないでしょうか。ないようでありますので、休憩中に一応お話を申し上げましたが、会議でありますので、もう一度。ただ今、休憩中あるいは会議中にいろいろ委員の皆さんから出されましたご意見を含めて、分科会に内容をもう一度内容を審議していただいて、そして提案をしていただくと。なお、提案の段階では分科会のそうした議論の重要なことについては、付記をして説明を願うということにいたして、継続にいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 良いですね。ただ今のような解釈をして纏めたところでありますので、そういう解釈ですということにいたしたいと思っておりますのでよろしく願い申し上げます。それでは次に 51 号の国民健康保険事業の取扱いについてを議題といたします。この点については提案でありますので、説明をお願いいたします。

事務局長 それでは私から協議案第 51 号国民健康保険事業の取扱いについて提案いたします。国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。12 ページをご覧ください

さい。調整の内容としましては、1、保険給付事業については、3町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。2、保険事業については、3町村の事業の現状を踏まえ、3町村で相違のあるものは合併時まで再編するものとし、3町村で相違のないものは、現行のとおり新市に引き継ぐものとするという内容であります。現況でございますが、保険給付事業。これは、療養の給付、療養費、高額療養費いずれも国制度のとおりでございます。出産育児一時金30万円、葬祭費10万円で相違ございません。調整内容としましては、保険給付事業については現行のとおり存続するという内容であります。保険事業につきましても、医療費通知、優良家庭表彰事業、適正受診のための啓発指導事業、健康相談・健康教室、検診・人間ドック助成事業、いずれも行っております。保険事業については原則として現行のとおり存続するという内容でございます。次に国保の財政調整基金でございますが、ここに平成15年度末現在高、それぞれの町村記載されております。田沢湖町1億6,160万7,000円。角館町1億3,500万円。西木村8,294万円でございます。調整の内容としましては、国保財政調整基金については、各町村の基金を持ち寄るものとする。金額は保険給付費、これは平成13年度から平成15年度の平均でございますが、これの16パーセント以上とするという調整内容でございます。それから国民健康保険運営協議会。田沢湖町、角館町、委員数9名でございます。委員報酬はご覧のとおりでございます。西木村が委員数6名でございます。調整内容としましては、国民健康保険運営協議会については、委員数は田沢湖町、角館町の例により、報酬については非常勤特別職の委員報酬によるというよう内容でございます。9名ということで、委員報酬につきましては、後で特別職の報酬のところで協議いただきたいと思います。国保連合会共同処理事業でございますが、ここに書かれております、資格異動から調整交付金資料作成まで、ほとんど同じでございます。調整内容としましては、国保連合会委託事務については現行のとおり存続とするという調整内容でございます。それから、田沢湖町に国民健康保険事業直営診療所2箇所ございます。神代診療所と田沢診療所でございますが、診療所の運営、手数料でございますが、診療所については、現行のとおり存続するという内容でございます。以上、国民健康保険事業の取扱いについてご説明終了です。

会長 説明が終了しました。ご質問等あれば頂戴して、なお、これは次の協議会に最終の決定をいたしたいと思っておりますので、今、説明の内容で補足的なご質問を、説明をいただきたい方はご質問いただきたいと思います。

(「なし」という声あり)

会長 なしということでございますので、次の協議会で決定をするということにいたし

たいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。それでは、継続協議という形でまいりたいと、決定いたします。次に協議案件 52 号保健衛生事業の取扱いについてを提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 協議案第 52 号保健衛生事業の取扱いについて、協定項目 23-8 でございます。保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。16 ページになります。調整の内容としましては、保健衛生事業については、住民の疾病予防及び健康増進を図るよう調整につとめるという内容でございます。現況としましては、母子保険事業でございますが、ここに各町村、妊婦相談から記載されておりますが、中身で違うのは田沢町の下から 2 行目の 2 歳児・2 歳 6 ヶ月児歯科検診となっております。角館町では、2 歳 6 ヶ月児歯科検診を行っております。西木村では 2 歳児検診と 4 歳児歯科検診を行っております、それぞれ年齢がちょっとずつ違うところがございます。角館町下の方で、虫歯予防教室、幼児教室を行っております。このように具体的な調整方法でございますが、各町村相違のないものについては現行のまま新市に引き継ぐということでありまして、各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併時までに再編する。乳幼児家庭訪問については、対象者等の相違点を調整して合併後に再編するという内容であります。次に老人保険事業でございますが、これもここに記載されておりますように、各町村で健康手帳の交付から行っておりますが、差異のあるものについては、田沢湖町では下の下から 3 つ目にありますが口腔検診を行っております。田沢湖町と西木村では骨粗鬆症検診を行っております。それから角館町では肺がん検診を行っております。それぞれの検診の内容につきまして、差異があるものでございます。具体的な調整方法としましては、各町村相違のないものについては現行のまま新市に引き継ぐ。各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併までに再編する。健康手帳の交付は、手帳様式等の相違点を調整して合併時に統合する。健康相談については、田沢湖町の例により合併までに調整する。肺がん検診については、角館町の例により合併までに調整するという内容であります。肺がん検診を行うという調整内容でございます。それから 17 ページでございますが、田沢湖町で実施している口腔検診については、他の事業により実施できる為合併時に廃止するという内容であります。次に予防接種事業であります、それぞれここに記載されてありますとおり、結核予防法または予防接種法によって行っている事業でございます。結核検診からインフルエンザまで各町村同じ内容でございます。事業内容同じでございます。調整方法としましては、各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併時までに再編する。三種混合の実施方法（集団・個別）につい

ては、合併までに調整するという内容であります。風疹の実施方法は、田沢湖町の例により合併までに調整する。二種混合の実施方法については、個別接種とするよう合併までに調整する。インフルエンザの自己負担については、田沢湖町・角館町の例により合併までに調整するという内容であります。健康づくり事業であります。健康づくり事業、健康づくり推進協議会を設置しております。食生活改善推進協議会も設置しております。健康 21 計画も策定しております。調整方法としましては、健康づくり事業については、合併後に再編する。健康づくり推進協議会については、合併時に再編して新市において設置する。食生活改善推進協議会については、合併後に再編して新市において会員を公募する。健康 21 計画については、合併後に再編して新市において計画を見直すという調整内容でございます。以上保健衛生事業の取扱いについて説明終了です。

会長 説明が終了しましたので、ご質問等頂戴いたしたいと思っております。ただ今の説明でお聞きしておくことはないでしょうか。無ければこの次の会で決定をいたしますので、この次まで十分取扱いを考えて来ていただきたいと思っております。良いですね。継続協議にいたします。ただ今、若干休憩したらということでございますので、休憩いたします。

休憩 14:49

再開 15:02

会長 会議を再開いたします。次に 53 号その他の福祉事業の取扱いについてを提案いたしますので、事務局の説明をお願いします。

事務局長 協議案第 53 号その他の福祉事業の取扱いについて、協定項目 23-14 ご説明いたします。その他の福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。20 ページでございます。調整の内容としましては、その他の福祉事業については、次の区分により調整する。1、国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。2、各町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。1．合併時までに調整するもの。2．合併時に再編するもの。以上でございます。現況としましては、地域福祉計画は各町村とも未策定でございます。調整方法としましては、現在ある個別計画を見直し、また、新市の振興計画との整合性を図りながら、新市において策定するという調整でございます。行旅人関係でございますが、法の規程により、行旅病人に対しては医療機関の受診を行わせ、診療に係る経費を負担し、行旅死亡人に対しては慣習による火葬埋葬を行う。ここまでは3町村とも同じでございます。ちなみに行旅病人とは、

旅行中に病気にかかり援護する人が居ないという方でございます。行旅死亡人というのは、旅行中に亡くなって、引き取るものが居ないという方でございます。悪い言葉で言えば行き倒れということになると思いますが、ここまでは同じでございます。次からは、各町村違っております。行旅病人、行旅死亡人以外の行旅人に対し、必要に応じ福祉課から旅費 500 円を支給する。これは田沢湖町でございます。角館町は必要に応じ、社会福祉協議会から交通費 320 円、食事代 500 円を支給するという内容であります。西木村については、行旅人に対しては、金額については規定はないということでございます。調整方法としましては、行旅病人及び行旅死亡人については現行のとおりとする。それ以外の行旅人の取扱いについては合併時に再編するという内容であります。戦没者追悼式であります、それぞれ形態が少しずつ違ってしております。田沢湖町では町で実施しておりますが、8 月上旬町民会館にて実施しております。遺族は約 100 人でございます。内容については以下のとおりでございます。角館町では角館町遺族会に委託し、角館町遺族会が主催して、町が共催で実施しております。8 月上旬に行っております。内容については以上であります。西木村につきましては村で実施しております。8 月上旬にクリオンで行っております。遺族は約 45 人でございます。この調整方法につきましては、合併時に再編する。実施会場を 1 ヶ所として新市が主催するという調整内容であります。DV 法関係でございますが、これはドメスティックバイオレンス防止法でございますが、家庭内暴力の防止法関係でございますが、田沢湖町と西木村につきましては、ポスター掲示等の周知を行い、相談があった場合には関係機関との連携をはかり対処するということとあります。角館町においては秋田県女性相談所から女性相談所法律相談会の実施日を町民にお知らせする。相談があった場合には関係機関との連携をはかり対処するということとあります。事例があった場合には対処するということとあります。調整方法は現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。民生委員推薦会ではありますが、田沢湖町の例を言いますと、民生委員法に規定されている 14 名の委員で構成しております。任期は 3 年であります。角館町も同じであります。西木村は 7 名の委員で構成しております。任期は同じでございます。これは田沢湖町、角館町の例により新市に引き継ぐという内容で、14 名の委員で任期は 3 年ということで、新市に引き継ぐということとあります。因みに、現在の各民生委員推薦会の任期は 11 月 30 日までだそうでございます。今年中に改選になる予定でございます。福祉医療につきましては、ここに記載されてありますとおり、乳幼児、これは未就学児でございますが、母子父子家庭の児童、身体障害者手帳 4～6 級所持の 65 歳以上の高齢身障者、療育手帳の A を所持しているもの。これは知的障害者でございます。身体障害者手帳 1～

3 級所持の重度心身障害者、児童も入ります。に対して福祉医療費受給者証を交付し、医療費を助成しております。ここまでは 3 町村同じでございますが、西木村につきましては、下の欄に書いてありますが、乳幼児、未就学児に対しては、県の要綱に定める所得制限を無くし、医療費を無料としております。医療費を助成するといいましても、所得制限がありまして、一定の所得を超えれば助成が無くなるわけですが、西木村につきましては、この所得制限をなくして未就学児については全員医療費を無料としているということでございます。調整内容としては、現行のとおり新市に引き継ぐ。乳幼児未就学児の扱いについては、西木村の例によるということで、未就学児については、所得制限を無くし、医療費を無料とするという調整方法であります。以上でその他の福祉事業の取扱いについての説明を終わります。

会長 ただ今、説明が終わりました。ただ今の説明についてのご質問を頂戴したいと思います。ないでしょうか。他にありませんか。

(「なし」という声あり)

会長 ないということでございますので、継続協議として次の協議会で決定をいたしたいと思っております。次に協議案件の 54 号、環境衛生事業の取扱いについてを事務局から説明をいたします。

事務局長 引続きまして、協議案第 54 号、環境衛生事業の取扱いについて協手項目 23-15 でございますが、提案いたします。環境衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。24 ページになります。調整の内容としましては、直営の火葬場、公営墓地は現行のまま新市に引き継ぐ。環境衛生事業については、住民が清潔な環境で生活できるよう調整に努めるという内容でございます。現況としまして、斎場・火葬場としまして、田沢湖町に生保内字武蔵野に田沢湖町の火葬場がございます。使用料につきましては、15 歳以上 1 万 6,900 円。以下ご覧のとおりでございます。ただし、死亡したものが町民又は施設入所等でやむを得ず町外に住所を移したと認められる者は無料ということでございます。老人福祉施設等で田沢湖町から他町村へ住所を移した者は無料ということでありまして。角館町にはご覧の住所のところに大曲仙北広域市町村県組合で運営する火葬場がございます。使用料としましては、西仙北町を除く仙北郡内の市町村の場合、15 歳以上 1 万 3,000 円。以下ご覧のとおりでございます。上記以外の市町村は 15 歳以上 1 万 6,900 円。以下のとおりとなっております。西木村の場合は斎場・火葬場はございませんが、ほとんど広域の火葬場を利用するとか、地区によっては田沢湖町の火葬場を利用しているということでございます。具体的な調整方法としましては、田沢湖町の火葬場は現行のまま新市に引き継

ぐ。使用料については合併までに調整するという内容でございます。次に墓地につきましては、田沢湖町については、柏山墓地公園がございます。区画面積はごらんのとおり5種類に分かれておまして、永代使用料、管理手数料は第1種の35万円、7,210円から第5種の4万6,000円、1,230円までに分かれておるといふことでございます。角館町には外ノ山霊園がございまして、永代使用料、管理費が大が6㎡が30万円の5,000円。小が4㎡で20万円の3,000円でございます。西木村には門屋墓地公園がございまして、これは区画面積が2mの3mということで、永代使用料が10万4,000円、管理手数料が1,000円ということでございます。それぞれ、現在まで建設された墓地公園でございますので、調整方針としましては、公園墓地は現行のまま新市に引き継ぐという内容でございます。永代使用料、管理手数料についても現行のまま新市に引き継ぐという調整内容でございます。墓地工作物の届け出・許可でございますが、それぞれのただ今言いました、墓地公園あるいは霊園の埋葬場所の工作施設の基準をここにそれぞれの町村掲げております。高さ、盛土の高さ、柵、植栽する樹木の高さ等書かれておりますが、この調整内容としましては、埋葬場所の工作施設の基準は田沢湖町の例により調整するという内容でございます。衛生害虫駆除につきましては、この度、水害が新潟県等で起きましたが、水害等による家屋の浸水が起きた場合、それを原因とする病虫害の発生を防ため職員が消毒を行うということでございます。これは各町村同じ内容でございます、現行のとおり 新市に引き継ぐという内容でございます。動物愛護事業であります、狂犬病予防であります。犬の登録、予防注射の実施ですが、犬の登録数、昨年度の狂犬病予防注射の実施頭数が出ております。ご覧のとおりでございます。これも現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。犬猫等死骸収集業務であります、町道や公共施設等で犬や猫等の死骸を回収して北浦環境センターに搬入し火葬処理するということあります。事業費は角館町外3カ町村公衆衛生組合の負担金に含まれるということで、これも3町村同一でございます。変わりございませんので、現行のとおり新市に引き継ぐという内容でございます。以上で説明を終わります。

会長 説明が終ったところで、ただ今の説明に対するご質問等ないでしょうか。はい、どうぞ。

稲田委員 田沢湖の稲田です。うちの方の火葬場と角館にある広域組合でやっている火葬場の問題ですが、うちの方の場合は、まったく、用事があれば出るというようなことで、この場合はどういふような話になって、あくまでも田沢湖の火葬場は今までどおりの形の中で運営されるということで話が詰まってきたのか、その辺のあたり事務段階での話

はどうなっているのか教えてください。

会長 ただ今ここにありますように、田沢湖町の火葬場は現行のまま新市が引き継いで行うという内容に統一されているようであります。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 なければ 54 号についても、次の協議会で決定をいたしたいと思しますので、継続協議といたします。それでは次に協議案件 55 号、その他の事業の取扱いについてを事務局より提案説明をいたします。

事務局長 協議案第 55 号その他の事業の取扱いについて、協定項目 23-29 でございます。提案いたします。その他の事業の取扱いについて、次のとおり提案する。28 ページになりますが、調整の内容としましては、1、行改革大綱などの各種計画については、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するということでありまして、2、その他に事業については、従来からの経緯や実情を考慮しつつ、次の区分により調整する。(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの。(2) 合併時まで調整するもの。(3) 新市において調整するものという内容であります。現況でございますが、競争入札の指名参加願い及び資格審査でございますが、3 町村とも入札資格審査は 2 年に 1 回実施しております。実施年度の 1 月から 3 ヶ月間を受付期間としまして、中間の年に追加受付を行うということでございます。建設業者の格付けとしましては、県の格付けと同じでありまして、A から C まで 3 等級に格付けするという内容であります。調整方針としましては、現行のとおり新市に引き継ぐという内容であります。入札及び入札の公表でございますが、それぞれ入札制度実施規定、実施要綱ございまして、等級格付け、指名基準、指名審査会、指名停止、入札結果等の公表を謳っております。指名審査会は 3 町村とも助役が会長になっております。委員はそれぞれちょっとずつ差がございます。指名業者の選定等について審議するため、指名審査会を開いておるということでございます。指名審査会の対象要件は、田沢湖町は指名業者、設計金額 130 万円未満の工事を除く指名業者の選定。その他の入札及び工事の執行について必要と認める事項ということでございます。他の町村もほとんど同じでございますが、西木村は金額を謳っておりませんで、指名競争入札に参加させるものの選定と、その他村工事の執行につき、必要と認める事項となっております。次のページ公表でございますが、公共工事の入札及び契約適正化法案件で田沢湖町においては、入札が終了した時は、入札業者名、予定価格、入札金額等を公表するものとするということでございます。角館町でも入札が終了したときは、入札日から 1 箇月間入札指名業者、入札経緯及び最終入札結果について公表してお

ります。西木村については指名競争入札に付する村工事すべてについて、入札予定価格を現場説明要項に明記し、公表しております。それぞれの指名停止基準でございますが、ご覧のように内容はほとんど同じでございますが、表し方が違うということでありまして、過失による粗雑工事、契約違反、公共損害事故、工事関係者の事故、贈賄、不正又は不誠実な行為。こういうものがあつた場合は入札指名審査会において、指名停止をするという内容でございます。これも調整方針としては、合併時までに調整するという内容であります。行政改革大綱、行政評価でございますが、それぞれ行政改革大綱を作っております。田沢湖町は12年度から16年度までです。角館町が12年度まで。西木村が13年度までとなっており、終了したものもおりますが、そのまま継続して行政改革を実施しているということでございます。行政評価は計画は無いということでございます。調整方針としましては、新市において新計画を策定するという内容でございます。認可地縁団体でございますが、地縁団体が田沢湖町にご覧のように8団体ございます。角館町には地縁団体はございません。西木村には地縁団体7団体ございます。地縁団体と申しますのは、一定の区域に住所を有するものの、地縁に基づいて形成された団体でありまして、町内会、部落会におきまして、集会所、会館等所有している場合、町内会、部落会名で法人格をもって、町内会、部落会館等の所有権登記をすることが出来るということで、これは市町村が認可することになっております。そういう内容であります。その他、住民相互の連絡、環境の整備、住民福祉の町内に関する住民福祉の事も行っておりますが、建物、土地等の登記をとるという目的が一番の理由でございます。これが地縁団体でございます。30ページ、社会活動災害補償保険でございますが、各町村とも全国町村会総合賠償保証保険に加入して、それぞれ町村が損害保険の掛け金を負担しております。対象としましては、各地域の活動、ボランティア活動者の賠償責任、本人又は参加者の傷害事故ということでございます。これも、予算額は15年度、16年度、決算額、予算額、ご覧のとおりでございます。現行のとおり新市に引き継ぐという内容でございます。情報公開制度でございますが、それぞれに情報公開条例がございます。実施機関はご覧のとおり、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、それぞれ記載されているとおりでございます。各町村に田沢湖町で言いますと、政治倫理の確立のための田沢湖町長の資産等の公開に関する条例、それぞれ首長さんの資産公開条例でございます。資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書を情報公開するという内容でございます。調整方針も合併時までに調整するという内容でございます。総合計画としましては、田沢湖町は第3次田沢湖町総合発展計画。基本計画が平成11年度から平成20年度までであります。実施計画が毎年度、向こう3ヵ年ということで

あります。角館町には角館町総合振興計画がございます。平成13年度から平成17年度までであります。西木村には、新総合発展計画・後期計画が12年度から16年度までございます。これらの計画については、新市において新たに計画を策定するという内容でございます。男女共同参画計画でございますが、角館町が、角館町男女共同参画計画を計画期間、16年度から20年度までの計画を策定しております。これも新市において新たな計画を策定するという内容であります。住民参加型まちづくりでございますが、まちづくりに資する人材育成のために、町民の研修視察に対する経費の一部を助成しております。田沢湖町については決算額、予算額ご覧のとおりでございます。個人、小グループ、団体等に助成しております。角館町においては、中学生の他市町村生徒との交流事業に対する経費の一部を補助しております。また姉妹都市、友好都市につきまして、その中学生等の派遣事業に補助しております。西木村国内外研修補助金でございますが、村の活性化と人材育成に資するため、村民の研修視察に対し経費の一部を助成するということで、昨年度はALTが来ておりますニュージーランドに中学生を派遣しているそうでございます。この内容につきましても、新市において調整するという調整方針であります。以上、長くなりましたが説明を終わります。

会長 ただいま55号についての、説明が終わりました。これに対するご質問を頂戴いたしたいと思っております。

(「なし」という声あり)

会長 なしということでございますので、この案件も次の協議会で協議をするということで、継続協議といたしたいと思っております。ただ今説明いたしました51号から55号までの案件については、次回の協議することにいたしますので、次回まで十分検討くださるようお願いいたします。以上で本日の協議案件、提案案件については終了いたしました。8月の協議会の日程については、調整をして出来るだけ早い機会に皆さんにお知らせをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

田口(喜)委員 早い機会とはいつ頃ですか。盆前ですか。

会長 お盆前に調整できれば、お盆前に調整いたしたいと思っております。ということで本日の会議は終了いたしますが、事務局の方に、閉会の確認をしながら事務局にお渡しいたします。

事務局長 それでは本日の協議結果について確認と報告をいたします。前回提案いたしました協議案48号一部事務組合等の取扱いには原案とおり確認いただきました。49号町名・字名の取扱いについては、次回に具体的な例を示していただいて、協議を続けるとい

うことで継続協議といたしました。協議案第 50 号保育事業の取扱いにつきましては、3 町村の保育所の将来の運営方法、名称等について、専門部会に差し戻しまして、検討していただくということで、継続協議となりました。本日提案いたしました、協議案 51 号国民健康保険事業の取扱いについて、52 号保健衛生事業の取扱いについて、53 号その他の福祉事業の取扱いについて、54 号環境衛生事業の取扱いについて、55 号その他の事業の取扱いについては、今日提案いたしましたので、次回まで検討していただきまして、継続協議となりました。以上でございます。今日は、暑いところ長い間ありがとうございました。以上をもちまして第 14 回田沢湖・角館・西木合併協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 15:33

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員